

# 地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく普及啓発推進事業

平成30年度予算(案) 338百万円(358百万円)

## 背景・目的

- ・2030年度に2013年度比26%のCO2削減の目標を達成するためには、家庭・業務部門において約4割の大幅な排出削減が必要であり、各地域の民生・需要分野や家庭・個人の積極的な地球温暖化対策への取組が必要。
- ・平成28年5月、国民一人一人の自発的な行動を促進する ため、普及啓発を強化するという国の方針を明示した改 正温対法案が成立。
- ・本事業では、地域や個人によって異なる生活スタイル 等に応じた効果的かつ参加しやすい取組を推進すること で、住民の意識改革や自発的な取組の拡大・定着を目指 す。

#### 事業概要

- (1) 全国地球温暖化防止活動推進センター調査・情報収集等業務(88百万円)
- (2) 地域における地球温暖化防止活動促進事業(250百万円)

### 期待される効果

地域の様々な活動主体が連携し、地域の 特色に合った温暖化対策の拡大・定着を目 的に普及啓発の大展開を図り、きめ細かな 地域単位での取組も促進させることで、地 域住民の積極的かつ自発的な行動につなげ、 国民運動の展開とともに着実な日本の目標 達成を目指す。



地域の特色に合った温暖化対策の拡大・定着、情報収集・提供・普及啓発を通じ、家庭・業務部門の効果的な温室効果ガス削減に寄与

### (1)全国地球温暖化防止活動推進センター調査・情報収集等業務

温対法第39条に基づき、全国地球温暖化防止活動推進センター(全国センター)は、国民の日常生活に関する温室効果ガスの排出の抑制等のための措置を促進する方策や地球温暖化及び地球温暖化対策に関する調査研究、情報資料の収集、分析、提供及び普及啓発・広報活動を行い、また地域地球温暖化防止活動推進センター(地域センター)の統括・連絡調整を図り、事業に従事する者に対する研修や地域センターへの指導等を実施する。

#### 【委託対象】環境省→全国センター



日常牛活実態

アンケート調査・分析

優良事例等取組発信



地域の啓発方法検討・地域C研修

#### (2)地域における地球温暖化防止活動促進事業

温対法第38条に基づき、地域センターは、地域住民の日常生活に関する温室効果ガスの排出実態や身近な温暖化対策について指導・言等を行いながら、調査、情報収集、啓発活動等、地域関係団体との連携等を実施。

【補助対象 <定額補助、平成24年度~ >】 環境省→非営利法人→ 地域センター





地域センターによる地域住民への啓発活動